

総務企画委員会記録
<第2号>

令和3年第4回沖縄県議会（定例会）

令和3年6月22日（火曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 令和3年6月22日 火曜日
開 会 午後3時28分
散 会 午後4時4分

場 所

第7委員会室

議 題

1 甲第3号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第10号）

出席委員

委 員 長	又 吉 清 義 君
副 委 員 長	島 尻 忠 明 君
委 員	仲 村 家 治 君
委 員	花 城 大 輔 君
委 員	仲 田 弘 毅 君
委 員	山 里 将 雄 君
委 員	当 山 勝 利 君
委 員	西 銘 純 恵 さん
委 員	渡久地 修 君
委 員	國 仲 昌 二 君
委 員	仲宗根 悟 君
委 員	平 良 昭 一 君
委 員	當 間 盛 夫 君

委員外議員 なし

説明のため出席した者の職・氏名

総務部長	池田竹州君
子ども生活福祉部福祉政策課長	久貝仁君
子ども生活福祉部保護・援護課長	大城清剛君
保健医療部長	大城玲子さん
参事兼ワクチン接種等戦略課長	金城清光君

○又吉清義委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第3号議案令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

なお、ただいまの議案については、本日開催された本会議において、追加議案として本委員会に付託されております。

本日の説明員として、総務部長の出席を求めています。

甲第3号議案令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第10号）の審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 ただいま議題となりました甲第3号議案につきまして、令和3年度一般会計補正予算（第10号）（案）により、その概要を御説明いたします。

1 ページをお願いします。

1、補正予算の考え方についてですが、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について、補正予算を編成するものであります。

2、補正予算（案）の概要ですが、一般会計で275億2269万2000円の補正額となっております。その内訳は、全額、1、新型コロナウイルス感染症対策に所要の補正を行うこととしております。

2 ページをお願いします。

今回の補正により、補正後の改予算額は、9278億8137万7000円となります。歳入内訳は、国庫支出金が273億2733万2000円、繰入金が1億9536万円となっております。

歳出の主な内容については、後ほど御説明いたします。

3 ページをお願いします。

3 ページは、歳入歳出の財源内訳と、参考として令和3年度末主要基金残高見込額を記載しております。

4 ページをお願いします。

4 ページは、今回の補正額を部局別にまとめたものとなっております。

5 ページをお願いします。

歳入内訳について、御説明いたします。

1 番は、個人向け緊急小口資金等の特例貸付けに要する経費であります。

2 番は、総合支援資金の再貸付けを終了した方等で、一定の要件を満たす生活困窮世帯を対象にした新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に要する経費であります。

6 ページをお願いします。

3 番は、エッセンシャルワーカー等に対するワクチン接種を加速化するための、広域的なワクチン接種センターの設置に要する経費であります。

4 番は、休業要請等に協力していただいた事業者に対する感染拡大防止対策協力金に要する経費であります。

7 ページをお願いします。

5 番は、営業時間短縮の要請に協力していただいた事業者に対する感染拡大防止対策協力金に要する経費であります。

以上が、甲第3号議案令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第10号）の概要であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、引用する予算資料の名称、ページ、番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 資料2のエッセンシャルワーカーへのワクチン優先接種の予算の件についてありますけれども、今県内一特に中部で頻発しているクラスターが起こった施設の中では、近隣の施設から人材を派遣して、その麻痺しつつある機能を回復させるという努力をしているというふうに聞いております。ただ、いつまでもこの状況が持つわけでもなく、少なくともすぐにでもスタッフの持込み感染を止めるためにこのワクチンを急がないといけないと。聞くところによると、17日から始まる3連休までに何とか止めたいという意見が出ているということを知っております。それをするための方法として2つ確認をというふうに言われておりますので、質問をします。

1つは、接種券を持たずに問診だけでワクチンを接種することが可能であるかどうか。そしてもう一つは、医師を事業所へ派遣をして接種を行う、これができるかどうかで大分スピード感が変わってくるというふうに聞いております。この2点についての可能性を聞かせてください。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 基本は市町村が発行する接種券を用いることを想定しております。ただ、委員御指摘のように、接種券を持たずに接種する場合というのも出てくるのが想定されますので、市町村に対する接種者の情報の受渡しなども含めて、市町村と調整の上でそうしたものも対応ができるように整理をしていきたいと考えております。

次に、事業所に赴いて接種することができるかという御質問ですけれども、モデルナのワクチンは国の運用によりますと、その接種会場に保管をし、その場所で使うと一接種をするという運用になってございます。これがこれまで市町村に配付されてきたファイザー製ワクチンとの違いというところにもなりますので、このモデルナのワクチンを使う限りにおいては個別の事業所に赴いて接種をするという方法は困難だと考えます。

○花城大輔委員 ぜひ市町村との連携で、接種券を持たずに優先で接種できるような状況をつくり上げていただきたいというふうに思っております。

それで、先ほど私は7月17日からの3連休をめぐりというふうなことも話し

ましたけれど、これは予算の中では7月上旬からスタートというふうになっております。この開始の目安と、このエッセンシャルワーカー5万5000人への打ち終わりの時期、今のところ想定されていますか。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 当該予算は議会で御承認をいただいた後、適切な事業者を募集した上で選考し、決定をしていきたいと考えております。現在の予算では3か月程度ということと、7月上旬からということで御説明をさせていただいておりますけれども、その期限に間に合わせるべく、急ぎ発注を進めていきたいと考えています。ただし、御指摘のように例えば17日に間に合うかどうかというところは、今後の作業も急ピッチで進めてまいりますので、そこにかなうように取り組みたいと思います。

○花城大輔委員 ぜひ今も大変かとは思いますが、頑張ってください。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村家治委員。

○仲村家治委員 私も引き続きエッセンシャルワーカーの件なんですけれども、今那覇と宜野湾で2か所でやっておりますけれども、この予算の説明の中にはですね、今後高齢者がワクチン接種の見通しがつき次第、コンベンションセンター及び武道館も活用予定という形で見ると、場所はこちらを使つてのような書き方をしてるんですけれども、新聞報道等によると、那覇のほうで、港のほうでやるという記事が出てるんですが、それはどうなんでしょうか。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 今回の予算には、今の那覇と宜野湾の会場を11月までの延長をした上でのワクチン接種をする予算と、新たにもう一会場を増設をする予算が含まれてございます。新たな会場につきましては、新聞報道等もありますけれども、予算の議決をいただいた上でその条件等についても、整理をして募集をかけたいと考えております。

○仲村家治委員 大変、この辺がですね、前回もちょっと違った情報が流れて、糸満とうるま市というような形で報道がされ、今回も、まだ決まってないのを決まったことのように報道されてるっていうのは、やっぱり問題があるので、しっかりとですね、その辺の、誰がそれを言ったか分からないですけど、しっかりとした形で、これから決まることを何で事前に報道がされてしまっている

のか分からないですけれども、この辺は注意してください。

あと、委託料という名目で予算が計上されてますので、これは民間に対して募集をかけるということで考えてよろしいのでしょうか。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 委員御指摘のように、委託料の予算で民間に発注をしたいと考えております。

○仲村家治委員 沖縄県医師会とか、那覇市医師会とか、看護連盟とか、皆さん協力していいという話もあるし、また潜在的看護師—今は休んでいる方とか、こういった機会だから積極的に協力したいという話が今聞こえてくるし、また市町村も、積極的に、そういう形で関わっていきたいという話があるんですけども、沖縄県医師会とこの辺のですね、ワクチン接種の協力体制っていうのはどうなんでしょうか。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 沖縄県医師会とは、既存の2会場において、接種の主體的な役割を担っていただいています。すなわち、その2会場を診療所として位置づけて、そこで、県医師会が診療所の名の下に、ワクチン接種を行うという整理でございます。また、新たな会場につきましてですが、今医療従事者のそうした応援も多数いただいて、この2会場を運用しておりますけれども、やはり医療が逼迫してるのは事実でございます、さらに新たな会場を立ち上げるにおいて、こうした県内の医療体制に大きく影響を及ぼさないことというのは、発注の重要な条件だと考えております。

また、県医師会については、こうした事業の考え方についても、概要の説明を差し上げたところです。

○仲村家治委員 今の答弁の話をすると、県内はもう逼迫しているので、県外の民間の方をお願いするように聞こえるんですけども、まだ僕は沖縄県内の医師会とか看護連盟さんとか、まだその辺の体制できていると思うんですけど、県外を対象にしているように聞こえるんですけどどうなんですか。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 県内の医療提供体制に大きく影響を及ぼさないことという条件でありますけれども、当然に県内でそうした医療従事者を集めて受託をするという方法もあるかと思えます。また、委員がおっしゃるように、県外から医療従事者を確保して、県内で一定期間そうした運用をするという提案も含めて、事業者の提案をいただきたいと考えております。

○仲村家治委員 仮定の話はしたくないんですけども、県外の、例えば医師とか看護師を民間委託して来るとなる場合、宿泊とかですね、いろんなもろもろの諸経費がかさばると思うんですけども、その辺はこの予算に入っているのか。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 積算の中には、そうした形でのものはございませんけれども、県の基準に沿って積算した上で、その総額に見合う形で、より実現可能性の高いものであれば、それを評価したいと思います。まず、この会場で5万5000人にワクチンを早急に打つということを念頭に発注の作業に入りたいと考えております。

○仲村家治委員 取りあえず県医師会等々ですね、もっと密に協議をして、できたら県内の一今潜在的看護師もいらっしゃるようですので、ぜひですね、そういう方々を採用するような形でですね、ぜひやっていただきたいと。以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 今の3番の広域3箇所目の件ですけども、1日1000人、90日の予定ということで聞きましたけれど一先ほど本会議でね。それで、場所はもう特定されているんですか。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 まず、この会場では1日最大2000名を打てるような要件にしたいと考えております。また、場所につきましては、先ほど申しあげましたように、この予算が可決されましたらその内容、諸条件とともに精査をしてまいりたいと考えております。

○西銘純恵委員 エssenシャルワーカー等ということで、人数はじいていらっしゃると思うんですけど、等というのは、それ以外に優先度の高い一何らかの形であれば、それも受け入れるという一数字的なものですけど、入ってますか。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 エssenシャルワーカー等の対象

者につきましては、まずこのワクチン接種は、市町村がその主たる役割を担うと。県はそれを支援するという形がございます。市町村のほうでも、それぞれの順位付けをして、次の高齢者の次のワクチン接種を行うことになるかと思えますけれども、県におきましても、市町村のそうした意見も踏まえながら、県としてどのような職種が必要なのか、どの程度の割合で接種をしていくのかといったところを、今後新たな計画—加速化するための計画を策定する中で、検討したいと思えます。

○西銘純恵委員 64歳以下の接種券をほとんどの市町村はまだ発行されていないと思うんですが、ここの対象者はそれ以下の年齢の方が結構出てくると思うんですよね。それを市町村と、接種券がまだ発行されていなくても打てるようにということでの調整を進めているということではよろしいですか。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 両方のやり取りを含めた詳細な調整をこれから始めてまいります。特に市町村においては住民の接種情報を確実に把握する必要があるかと存じますので、スピード感を持ってやるために一定程度接種券を持たない方の運用も踏まえつつ、その後に発行された接種券を確実に回収をして市町村に届けるといった仕組みも含めて検討をすることとしております。

○西銘純恵委員 海外への留学生—課長に届きましたかね。6月5日付で台湾の国立大に7人合格したということで、9月に授業が始まるということなんですけれど、沖縄から台湾への大学留学は年間100人から200人程度行っているということで、台湾だけじゃなくて海外に行くときにワクチン接種が条件というところも出てくると思うんですよね。それに関してぜひワクチンを優先接種してほしいという、今朝要望が届いたんですよ。それについて、接種券はもちろんないですけれども、国立大4年間だと思うんですが、沖縄県から海外に行くという皆さんに対して積極的に支援をするという立場を持っていれば、ワクチン優先接種ということも考えられるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○金城清光参事兼ワクチン接種等戦略課長 委員御指摘のように、様々な事情でワクチン接種を急がれる方がいらっしゃるかと思います。本県において今既存の2つのワクチン接種センターにつきましては、市町村の接種券を持っていられる方、つまり市町村が優先順位として接種券を発行された方について

は受け入れるよう準備を進めております。現在は65歳以上ということで運用しておりますけれども、早急にこちらのほうも準備を整えて、市町村のほうより一般接種に進んでいく際にその補完する役割を果たせるように運用していこうと考えています。今、御指摘の留学される方等々の事情がおありの場合は、可能でありましたら市町村でそうした配慮をいただいて接種券を発行いただき、今の県の接種センターなども含めて接種の機会を提供したいと考えます。

○西銘純恵委員 優先的にと言ったのは、文科省が海外留学生に対するワクチンの優先接種、6月18日付で出しているんですよ。でも、九州大学がまだいつから接種、予約受付がまだ、いつからという調整中で、あと全国沖縄から遠いところ、一番近くて福岡県ということになっていて、この留学のためにワクチンを2度福岡まで行って接種するかという問題と、もう一つが2回接種しないといけないということで、9月開講ということであれば7月中に2回は打って8月に準備していくというような逆算した—そういうのもあって声をかけてきましたので、ぜひそういう皆さんがいるということで優先接種、合格通知で取りあえずはワクチンを接種して、それから市町村に通知するとか、そういうやり取りいろいろあると思いますので、ぜひこの皆さんは沖縄—コザ高校卒、読谷高卒ですから中部なんですよ。そういう意味では、これをやりますよということであれば、やっぱり接種券という問題は市町村との関係でということだと思いますから、合格通知を見て接種会場でやれる形になるのかどうかも含めて、ぜひ細かいやり取りといいますか、今の問題に関してぜひ接種できるように取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○大城玲子保健医療部長 委員御指摘の件ですけれども、やはり本来ですと市町村においてそういう御事情をしっかりと酌み取っていただいて、接種券を発行して市町村で接種していただくというのが本来は原則だと思います。ただいろいろな事情があって市町村がぜひ県のほうのということであれば、それは県としても御相談には乗りたいと思いますけれども、県のキャパもやはり限られておりますので、まずは市町村に御相談いただいて、それから県と相談していただきたいと思いますということをお願いしたいと思います。

○西銘純恵委員 今の件は、市町村でまだ高齢者接種が遅れているところとかあると思うんですよ。温度差があるために、やっぱり留学に間に合うようにワクチンをということであれば、県がワクチン接種を進めますということで発信すれば、接種券については市町村と協力してというようなやり方が現実的で

はないか。間に合うようにやるとしたら、ちょっと日にちがないので市町村に相談して個別に高齢者が終わって待つということでは、もしかしたら7月いっぱい高齢者かかって、その後しかできませんよというケースが出るだろうと思うので、そこら辺はぜひ県のほうが音頭を取って—18歳なんですよ、この子たち。若い皆さんがやっぱり安心して行けるようにという立場で、ちょっと頑張っていたきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○大城玲子保健医療部長 委員の御指摘のようにいろんな事情がございますので、その辺は市町村とも連携しながら県としても取り得るべき、補完できることについて対応していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 5ページの生活福祉総合支援資金と新しい生活困窮者自立支援金との絡みでお尋ねしたいと思います。

生活福祉資金が6月までの申請の期間を8月まで延長するということは、まだまだ厳しいということで予算を組んでくれたということで、よかったなと思うのですが新年度—4月以降ですね、初めての借入れといいますか初回貸付け—2点目の総合支援資金の再貸付け終了した方でないと自立支援資金は受給できないというこの絡みで気になっているんです。初回終わって、2回目の申請もやられていないという人は2番目の対象にならないと思うのですが、そうですか。

○大城清剛保護・援護課長 本支援金につきましては、総合支援資金の再貸付けを全て終わったとか、これ以上借入れできないという方が対象になっております。

○西銘純恵委員 初回貸付けでとどまっているという件数と再貸付け終わった件数、対象を今見たいとも思うんですけども一つかんでいらっしゃると思いますがいかがですか。

○大城清剛保護・援護課長 6月4日時点で、県が所管する町村に在住している方で総合支援資金の再貸付け決定者数が1450人となっております。

○久貝仁福祉政策課長 補完します。

県の今回の支援金の件については、町村部の人たちを対象にしていますので県全体の件数を答弁します。借受額が限度額に達しているということで、6月

未までに総合支援資金の再貸付けを申請した世帯については、約9万8000世帯を見込んでおります。

○西銘純恵委員 この9万8000世帯というのは、既に2度目の借入れをやって、それでも困窮ということになれば、この生活困窮者自立支援金の申請ができるということによろしいんですか。条件として、いかがですか。

○大城清剛保護・援護課長 再貸付けがもう既に借り終えた方ですね、あるいはその当月に一申請しようとする当月に貸付けが終了する方が対象となっております。

○西銘純恵委員 そしたら、7月以降の申請、今月終わってすぐ7月以降の3か月分ということで、3人以上の世帯が10万円の3か月で30万円を支給できる予算になっているということによろしいんですか。

○大城清剛保護・援護課長 おっしゃるとおりです。

○西銘純恵委員 これ今1つの条件を聞きました。再貸付けも終わっていると。それで、もっと条件はないですか。これでもう該当するでよろしいですか。

○大城清剛保護・援護課長 先ほどの要件に加えてですね、世帯生計を主として維持している者であること。そして、世帯の収入が収入基準以下であるということ。そして、世帯の所有する金融資産が一定の金額以下であるということ、またそのほか、公共職業安定所に求職の申込みをして求職活動を行う等の要件があります。

○西銘純恵委員 これから職安に行って求職活動をするっていうことは該当するでよろしいのね、求職活動。

○大城清剛保護・援護課長 そのとおりです。

○西銘純恵委員 再貸付けを受けた9万8000世帯……。

○久貝仁福祉政策課長 すみません、先ほどの答弁の修正をしたいと思います。総合支援資金の再貸付けを申請した世帯で9万8000世帯と答弁しましたけれど

も、9800世帯に修正したいと思います。すみませんでした。訂正しておわびいたします。

○西銘純恵委員 桁違いますけれど9800世帯が、今の2番目の給付ということ考えたときには、4億の予算ですけれども、9800世帯分ということで考えているということによろしいんですか。

○大城清剛保護・援護課長 県が所管している町村分についてはですね、1700世帯を見込んでおりまして、そのほかは市のほうで予算が措置されると思います。

○西銘純恵委員 これは市のほうも同じように、今度の補正ということになるんですか。市のほうは、もう既に予算上は成立している—今の議会ということによろしいんでしょうか。

○大城清剛保護・援護課長 各市においてですね、現在取り組んでいるものと考えております。

○西銘純恵委員 これとても困窮の皆さんには必要な予算だと思うんですよ。支援金ということで、ぜひ周知されるというのかな—何らかの、2回目借りたけれどもどうしようと思っている皆さんに、ぜひ届くように周知してほしいと思うんですが、何か手だて考えていますか。

○大城清剛保護・援護課長 県のホームページで周知するとかですね、各種媒体を通じて周知するというのももちろんですけれども、この再貸付けを受け終わったという方は、実際にはもうそれぞれ個別に名簿のほうとか把握しておりますので、個別にですね、きちんとお届けできるように今後努めてまいりたいと思っております。

○西銘純恵委員 結構急ぎの手續になるかと思うのでぜひ迅速にお願いします。

以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第3号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○又吉清義委員長 再開いたします。

議案に対する質疑については終結し、採決を残すのみとなっております。
休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の方法について協議)

○又吉清義委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

甲第3号議案令和3年度沖縄県一般会計補正予算(第10号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第3号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の処理は終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

次回は、7月1日 木曜日 本会議終了後に委員会を開きます。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 又 吉 清 義